

参考送付

第二復員省局

長官

内務省 第六百二號  
昭和二十一年四月三十日

總務部長

内務省 調査部長

總務部員

事務取扱委員各委員

庶務課長

一月末日現在に於て調査早より内務省へ返送せられたる書類の少くも

課附

主要な品目の数量は別紙の通りであるのでお知らせする。

經理部長

需品部長

21.5.18  
接受

0282

内務省 務調第一五九號

昭和二十年十一月二十一日

内務省 調査部長

海軍軍施設ノ改修ニ關スル件

貴省下所存海軍軍施設ニ付別紙ノ通致管先決定理由表各御含シノ上移  
管生機調ヨリ速急修等方希望有之候節ハ現地聯合軍部隊ニ對シ内務省へ  
引渡シ促進ノ手續御方相恒度此致及通達候

經濟調查年報 支那狀況

二月

品名	單位	數量	價值
米	担	1,000,000	10,000,000
麥	担	500,000	5,000,000
豆	担	300,000	3,000,000
芝麻	担	200,000	2,000,000
棉花	担	100,000	1,000,000
羊毛	担	50,000	500,000
絲	担	30,000	300,000
糖	担	20,000	200,000
茶	担	10,000	100,000
紙	担	5,000	50,000
布	担	3,000	30,000
煤	担	2,000	20,000
石油	担	1,000	10,000
鐵	担	500	5,000
銅	担	200	2,000
錫	担	100	1,000
鉛	担	50	500
鋅	担	30	300
鎳	担	15	150
鉻	担	10	100
錳	担	5	50
鈾	担	2	20
其他	担	1	10
合計			100,000,000

## 食料品一括表

内務省調査部

物名	単位	消費量 数量	生産量 数量	放出物 数量	合計
米	石	59,526,688	575,588	15,556,922	55,239,206
麦	石	51,195,920	68,995	2,554,194	48,599,109
大豆	石	78,868,611	210,342	12,712,712	91,068,571
小麦	石	2,855,389	51,376	10,6036	2,906,162
砂糖	石	4,589,141	253,745	83,105	4,706,061
乾パン	石	5,584,568	—	—	5,584,568
	(箱)	(162,957)	—	—	(162,757)
諸	石	11,560,596	—	—	11,560,596
	(箱)	511,416	—	—	(511,416)

備考 1. 米麦大豆砂糖小麦ハ二月末現在ニヨリ調査ス

2. 乾パン諸請ハ十二月末現在ニヨリ調査ス

3. 第三輯掲載ニハ大豆小豆高粱等ヲ言フ

4. 本表記載ナキ食料(調味料特殊糧食等)ハ今回調査セズ

物名	單位	台	引受数量	ヨル 返還数量	成田物件ノ 向取数量	台
煤油	升	59,880	628	12232	52215	
灯油	・	1,760	16	891	2606	
燈油	・	9,358	1036	2185	12609	
油	・	4,130	594	1761	6286	
アルコール	・	2,311	1	1518	4360	
機油	・	6,926	7	422	7366	
其他石油類	・	12,503	246	6660	16494	
合計	・	73,966	2362	22669	101964	
石炭	吨	946,997	66644	6943	1017764	
羊毛	担	2,466,873	437765	39933	2943541	
絹糸	・	1,064,354	161180	249350	1474284	
木材	石	1,971,690	24786	212098	2,199,961	
銅	担	6,926,022	60130	660030	6,666,092	
針金	・	1,267,053	7697	65693	1,360,446	
鐵線	・	4,169,182	1646147	477366	6,182,944	
電線	・	6,467,305	1010763	53065	7,048,49	
乗用車	臺	2,144	161	255	2560	
トラック	・	11,268	664	3391	16623	
合計	・	16,412	725	3946	16086	
汽船	隻	146	—	7	150	
帆船	・	154	—	146	300	
其他船舶	・	4,712	67	193	4997	
合計	・	6,009	67	351	5447	
廢棄物	吨	203,440	—	—	203,440	
廢棄物	・	40,320	—	—	40,320	

物資名	単位	総合軍ヨリ引受数量	備考	物資名	単位	総合軍ヨリ引受数量	備考
冬帽	箱	1461462	5月末 現在	ダイナマイト	箱	194882	5月末 現在
冬衣	箱	1967176		カーリット	箱	12688	
冬袴	箱	2198559		ピクリン酸	箱	244872	
冬襦袢	箱	2626862		トリニトロリソール	箱	256621	
冬袴下	箱	2487579		硝安薬	箱	126	
夏衣	箱	1389131		硝斗薬	箱	15064	
夏袴	箱	1436497		黒色火薬	箱	342867	
夏襦袢	箱	3911059		硝子薬 (ヘキソゲン)	箱	119	
夏袴下	箱	3783134		其ノ他	箱	15349	
外套	箱	565961		合計	箱	1071368	
雨外套	箱	613724					
巻四絆	箱	641741		炭燃火線	木	1657896	5月末 現在
靴下	箱	11675506		炭燃	箱	624673	
手袋	箱	4868311		合計	箱	2162268	
合計	箱	39746061					
毛布	枚	3461265		雷管	個	906116	5月末 現在
編上靴	足	1812244		門管	箱	390	
地下足袋	足	1960085		合計	箱	905505	
蚊帳	帳	503670					
有線交換機	臺	601	4月15日 現在	皮車	屯	10000	5月末 現在
電話機	臺	11506		鋼線	箱	466000	
電音機	臺	222		特殊衛生用 物資	個	137185898	小遣賃 ニヨル 5月末現在
ケーブル	米 (巻)	640029 (1113)					
無線送言機	臺 (巻)	405					
受信機	臺	599					
真空管	個 (種)	798362 (1004)					
燈	臺	533					

備考イ. 本表ハ二月末現在ニテ調整シタルモ下記ノ例外アリ

- (1) 被服ハ三月末現在ニテ調整ス
- (2) 火薬ハ三月末現在
- (3) 皮革、鐵鋼ハ三月末現在見込數量トス
- (4) 廢兵器ハ三月末現在見込數量トス
- (5) 通信機ハ四月十三日現在ニテ調整ス

ロ. 本表數字ハ北海道分報告未着ノタメ之ハ含まズ

但シ、下記ハ例外トス

- (1) 被服ハ北海道、京都、埼玉、千葉、宮城、石川、山口ハ報告未着ノタメ含まズ
- (2) 火薬ハ北海道分ヲ含ム
- (3) 醫藥品ハ茨城、千葉、東京、山梨、新潟、京都、大阪、岡山、香川、熊本、大分、宮崎、鹿児島ノ分報告未着ノタメ含まズ

ハ. 皮革 10,000 吨ノ外ニ同 10,000 吨アルモ現在聯合軍ニ於テ凍結中ナリ

大阪地方復員局長室 殿

長官

總務部長

總務部長

庶務課長

課附

需品部長

二復總務局第五一〇號

昭和二十一年五月二十七日

第二復員省總務局長

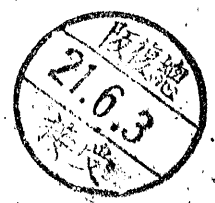
第二復員大臣官房需品部長

特別食糧確保  
兼務大阪大務 各地方復員局長官 殿

特殊糧食品取得に關する件通知

山一 九日附二復總務局第七號にて各地方廳より取得中の特殊糧食品は別紙内務省發調第七五四號の通爾今打切の事に決定した

尙本件に關し別表様式にて受知報告書作製六月十日迄に送付せられ  
度  
手あがり等に於て未同下あり



0289



(別紙一添)

寫送付先 横、吳、佐、大、阪、大、海、各、帶、品、部、長

(終)

0290

別表

特殊食糧受取報告

「 地方後援員局等品部

昭和二十一年六月一日調

品名	單位	地方廳より受高	他需より保轉受高	艦船補給高	他需へ保轉高	現在高

備考

- 一 地方廳より受高は適宜の様式に依る府縣別供出内譯書添付の事
- 二 保轉受、及振高も前項に依る

號外

昭和 年 月 日

御 中

魚用貨物輸送券ニヨル運賃支拂ニ關スル件照會

魚用貨物輸送券ニ依ル運賃東京鐵道局ヨリ拂込方請求有之候モ他部局ノ  
モノト一括請求アリタルニ付本輸送券分ノミ貴社ヨリ東京鐵道局ニ拂込  
相成度

追テ諸手續ニ付テハ東京鐵道局へ照會ノコト

(終)

内務省發調第七五四號

昭和二十一年五月二十三日

各地方長官殿

内務省調査部長

特殊物件中特殊糧食の處理に關する件

標記の件に關しては客年十二月二十四日附内務省發調第三六四號を以て各地方復興員局常備品部宛送出方指示したる処貴官格別の盡力に由り略々所要量を確保し得たるに付最近の國內食糧事情に鑑み未送出の分あらば今後之を送出を打切ることをいたから貴管内に適宜配給処分されたい。但し携帶口糧等主食品に供し得るものに就ては従前通りの取扱手續に依るものであるから過誤無きようの望む。

尚右に依り処理決定次第の食糧事務所に引渡しをせしめ  
地方復員局需品部宛送出せしめ及び管内に配給せしめ  
に介して品目別数量(單位延)を報告せられたり

(終)

0294

大阪地方復員局総務部長 殿

二復用品部第一五二號

昭和二十一年五月二十八日

長官

總務部長

總務課長

庶務課長

課附

經理部

第二復員大臣官房需用品部長

第二復員省 總務局長



各地方復員局需用品部長 殿  
各地方復員局總務課長 殿

茲茲に艦營需用品取扱ひに関する件通知

近く実施豫定の復員廳第二復員局及び地方復員局分課規程の制定並びに物  
品會計規程の改訂(達第二號二一五、七公報第八號参照)に伴ひ兵器及び艦營  
需品は左記に依り取扱はれる豫定であるから了知あり度い

經理部

0295

特別輸送艦船及び掃海艦船に要する補給用物件中旧兵器及び旧艦營需品の取扱は左に依る

一 旧兵器及び旧艦營需品の取扱は海軍通常物品會計規程及び海軍通常物品會計規程戰時特例を適用する 但し兩名は兵器簿及び艦營需品定額表記載の通りとする

二 地方復員局における補給用物件の出納命令官は補給部長 會計官吏は補給部部員とせらる

三 復員片第三復員局及び地方復員局分課規程中復員片第三復員局總務部 造修課及び補給部並びに地方復員局總務部及び補給部の所掌中掃海要具、需品、資材及び部品の區別を左の通りとする

- (一) 掃海要具 掃海に必要な旧兵器
- (二) 需品 旧艦本所掌兵器(掃海要具を除く)及び旧艦營需品
- (三) 資材 旧艦本所掌資材

(四) 部 品 旧艦本所掌物品中旧兵器及び資材を除いたもの

四掃海要具及び需品の物品整理は地方復員局補給部において担当する

(註) 資材及び部品の物品整理は地方復員局経理部において担当する

五掃海要具及び需品の準備並びに補給要領を左の通りとする

(イ) 掃海要具 (別表第一)

復員庁第二復員局総務部造修課において計画準備と保管供給は復員庁第二復員局

補給部(総務部掃海課よりの兼務者担当)及び地方復員局補給部で担当する

経費は艦艇修理費支弁とする

(ロ) 需 品

旧兵器を第一種需品、旧艦營需品を第二種需品と仮稱し、準備要領に従ひ左の通り区分

する

(一) 第一種需品 甲 (別表第二)

復員庁第二復員局総務部造修課において計画準備と保管供給は復員庁第二復



員局補給部（総務部造修課よりの兼務者担当）及び地方復員局補給部で担当する  
経費は艦艇修理費支弁とする

(二) 第一種需品 乙（旧軍需部整理兵器）（別表第三）

復員庁第二復員局補給部（総務部造修課よりの兼務者担当）及び地方復員局補給部において  
計画準備保管供給を行ふ

経費は艦艇修理費より移用する

(三) 第一種需品 丙（別表第四）

復員庁第二復員局総務部造修課において計画し、現物の準備受渡は造船所等に行は  
せ物品整理は地方復員局補給部（補給部部員兼務の総務部造修関係者担当）で処  
理する

経費は艦艇修理費支弁とする

(四) 第二種需品

復員庁第二復員局補給部及び地方復員局補給部において計画準備保管供給を

行ふ

経費は物品費支弁とする

六、取扱の便宜上、用品の主管別を左の通りとする

内務長主管

航海長主管

砲術長主管

通信長主管

従来通り

掃海長主管

従来の水雷長及び機雷長主管物品を一括する

機関長主管

従来通り

主計長主管

七、試験要具類(特殊のものを除く)は原則として艀船に供給することなく地方復興局

補給部で保管する

(終)

寫送付先

各地方復興局 各地方復興局 総務部長 各地方復興局 経理部長

別表第一

掃海要具

備品

掃海具 水中処分具 爆破鉤 發火電線 發火器 絶縁試験器 信管導通試験器  
 捲揚機 落下機 展開器 沈降器 沈降器タビット 掃海主標 舷外電路用電線 測深器  
 輕便探信儀(探雷器用) 既掃面図作製要具 磁録 帶磁装置 磁力測史器

消耗品

發音彈 機雷処分具 巢(機雷電氣信管九九式小銃彈 三八式小銃彈 七七式機銃彈 二三式機銃彈  
 二五式機銃彈)

別表第二

第一種需品 甲

備品

主類別	消耗品	機	長 信 通	長 海 航	長 務 内	主類別
品 名	機測科指揮通信器	信機	送信機 受信機 無線電信機 方位測定機 無線電話機 電波鑑査機 測波器 電波探信儀 発電機及電動発電機(無線用係用) 蓄電池(通信用) 試験要具 ランチ受	双眼鏡 航海科通信装置 信號探照燈 ニキ口信號燈 ニ輝信號燈 秒時計 六分儀 三桿分度儀 方位鏡 方位桿 風速計 晴雨計 測距儀 望遠鏡	轉輪羅針儀 磁気羅針儀 短艇羅針儀 測程儀 測深儀 経線儀 掛時計甲 板時計 配電盤 蓄電池 高聲令達機 電話器 探照燈及び同測研装置 試験要具(絶縁試 験器のみ艀船に供給其の他は補給部に保管)	品 名

0301

別表第三

備品 第一種 需品 乙

機測長	電球 (特殊のもの) 刷子
通信長	真空管
航海長	着色管 (九九式測深儀用記録紙) 電球 (特殊のもの)
内務長	電球 (各長主管の特殊のものを除く) 探照燈用炭棒 刷子

機測長		品名
航海長	最高最低寒暖計 乾燥寒暖計 秤水器 視図鏡 双眼鏡 革袋類 測距儀用 目當ゴム及び接眼ゴム 望遠鏡及び双眼鏡 目當ゴム	
内務長	電気銅付鏝 蓄電池 檢電要具 (スポット) 比重計 寒暖計 注射液 (受金)	
主管別		

消耗品

主管別	品名
内務長	各種系(板)ヒューズ、ヒューズ筒及びヒューズ外筒、衛帶類、覆硝子、乾電池
航海長	サルケルサン、轉輪羅針儀用油
通信長	
機関長	

別表第四

第一種需品 丙

主管別	品名
内務長	電熱器、電燈、電路(以上機用科以外)、呼鐘装置、電聲管、電鐘装置、蒸溜水、純硫酸、蒸溜水瓶
航海長	航海燈、信號燈(第一種需品甲以外のもの)
通信長	空中線装置、通信科指揮通信装置
機関長	電熱器、電燈、電路(以上機用科用)

0303

本案実施に伴ふ復員片第二復員局及び

地方復員局分課規程改訂等に関する意見

一 本案通り実施せられる場合は「復員片第二復員局及地方復員局分課規程」を別紙  
同規程抜萃中括弧内記載の通り改訂を要する

理由

一 需品部と造修班との間で種々検討の結果旧兵器の取扱ひに關し左の通り意見の  
一致を見た

(イ) 旧軍需部整理兵器以外の計画準備は造修課で行ひ之が保管供給は補給  
部で担当する

(ロ) 旧軍需部整理兵器は計画準備、保管及び供給は補給部で担当する

二 本案では旧兵器を需品に入れてあるが、部品に入れるとしくも、或は部品と需品  
との両者に入れるとしくも、前項通りの取扱ひをするには、分課規程を改訂  
しなければ準備、保管及び供給の面において規程と實際との間に矛盾を生ずる

二、復員片第二復員局及地方復員局分課規程の改訂困難な場合は、同規程に拘らず、旧兵器の取扱いは本業通り実施すること、致したい。

0305



復員庁第三復員局及地方復員局令課程規程抜萃

〔一〕内八改訂案

0306

第 章 復員庁第三復員局

第 條 總務部掃海課ニ於テ掃海ノ企畫ニ關スル事務ヲ掌ル

第 條 總務部造修課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 艀船造修ノ企畫ニ關スルコト

二 資材 部品及掃海要具ノ準備ニ關スルコト

三 資材 需品(別ニ区分シ、以下同シ) 部品及掃海要具ノ準備ニ關スルコト

第 條 總務部醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 醫療品ノ整備ニ關スルコト

第 條 補給部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 需品 燃料及衣糧ノ準備 保管及供給ニ關スルコト

二 掃海要具及醫療品ノ保管及供給ニ關スルコト

第 章 地方復員局

第 條 總務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

六 特別輸送艦船ノ運航及掃海ノ一般事項ニ関スルコト

七 艦船ノ修理並ニ資材及部品ノ保管及供給ニ関スルコト

第 條 補給部ニ於テハ需品、燃料、衣糧、掃海要具及醫療品ノ調達（契約ヲ含

ム）補給ニ関スル事務ヲ掌ル

0307

参考

達第二號

第二復員省本省及地方復員局ニオケル物品會計ニ関シテハ左ノ通り定ムル

昭和二十一年四月一日

第二復員大臣

一 物品會計ニ関シテハ從來兵備品トシテ取扱ツテ居タモノニ關シテモ スベテ海軍通

常物品會計規程及海軍通常物品會計規程戰時特例ヲ適用スル

二 出納命令官及會計官吏ヲ左ノ通り定ムル

(1) 本省

品名	出納命令官	會計官吏
本省所屬物品	會計課長	經理局局員

(口) 地方復員局

品名	出納命令官	會計官吏
地方復員局所屬物(品)補給用物件ヲ除ク	經理部長	經理部部員
補給用物件	需品部長	需品部部員

備考

會計官吏ハ出納命令官カコレヲ命免シ其ノ旨ヲ報告セヨ

(終)

0309

寫

大阪地方復員局總務部長殿

防復第四一九號ノニ

昭和二十一年六月十日

六月十日 日送

大阪地方復員局總務部長

長官

臨時大阪府軍需物資部  
庶務局長 殿

高田

接收軍需品破滅ノ件依頼

高田 燃料保管部 戦不方約一〇〇有案 輸入用アノデスカ現下ノ情  
勢下ハ急遽ニ調達不可能ノ状態アリマスノヲ爲ス大阪海軍ヲ需部岸  
田倉庫保管中ノモノヨリ左記ノ物件再議彼方御願ヒ致シマス

庶務課

附

品名	数量	記
積載木	在庫品全部	

寫送付先 大阪地方復員局總務部長、岸和山齋察者

(終)

海軍

0310



大阪地方債局総務部長殿

昭和二十一年六月十日送付

昭和二十一年六月十日

長官

大阪地方債局需品部長殿

返還軍需品受領件報告

和歌山縣高第一九〇一號依別紙軍需品六月三日受領

致マシタ

(別紙添)

課 附

寫送付先 大阪地方債局総務部長

御坊地方事務所長

日高郡由良村巡查部長

送附半葉十三行露紙

0311

第二復員

(別紙)

汽	輪	重式	水防	電	バ	ベ	直	防	木	鶴	傳	品
灯	灯	信号	電	備	ツ	丨	尺	火	槌	嘴	聲	名
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	個	呼
												數
七	四	五	一	一	二	四	一	五	六	三	二	量
衣	釣	手	滑	蓄	七	三	配	ス	小	防	電	品
服	糸	画	車	電	七	三	食	コ	型	毒	圧	名
画	糸	画	車	池	七	三	器	ツ	電	剂	流	呼
〃	〃	〃	〃	〃	個	組	〃	プ	個	器	計	呼
												數
二	二	一	五	七	四	二	五	九	一	三	五	量
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

毎  
日

0312

映	泥	防	提	單	索	復	鑄	垢	穿	鑄
寫	漚	煙	滑	滑	綽	滑	落	孔	孔	孔
換	桶	具	燈	車	車	車	車	酌	鐵	刺
個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
一	九	一	二	三	二	三	一	九	二	九

0313



大阪地方復興局長官殿

復讐第四二九號

昭和二十一年六月十日

六月十三日送付

大阪地方復興局局長

第二區員大區官房物品部長 殿

特殊糧食品取得ニ關スル件回答

一、復讐第四二九號ニ依ル旨趣ノ件別紙ノ通りデス

ア、保釋受及保高ハアリマセン

人別 職 派

庶務課長

附 大印

寫送付先

大阪地方復興局

復讐第四二九號

(終)

海軍

0314

特殊糧食品受領報告

大政地方復興局食品部

昭和二十一年六月一日

品名	單位	地方應日受高	他部受高	艦船補給高	他部へ保	現在高
特殊監掙糧食	担					0
携帶口糧	・	六八二〇八		八四		六七三六八
監掙口糧	・	六八八二八二				六八八二八二
綜合口糧	・	一一三三七五				一一三三七五
餅・茶	・	二一七八				二一七八
機上應急食	・					
乾麥粉末(味噌)	・	九七五八九		一八〇〇		九七五八九
・ 醬油	・	四七七四三		一八九〇		四七八四三
乾燥野菜	・	一四四八〇				一四四八〇
監掙梅干	・	一〇四四〇				一〇四四〇

海軍

0315

海軍

ビタミン補元食	薬織素	●	●	●	●	ビタミン食
二六八三九二	六四一	P	O	B	A	二〇二二九五
		五四二八〇四	二二二〇六六			
五五八四		五五六三一				一〇二二
一六七八四〇八	六四一	五一七一七一	二二二〇六六			一〇二二九五

0316

特殊糧食品府縣別供出内譯書

品名	名單位	府縣別						計
		大阪府	兵庫縣	和歌山縣	奈良縣	三重縣	滋賀縣	
特殊糧糧食	噸							
携帶口糧	噸			2,200				2,200
嚙口糧	噸							
綜合口糧	噸							
餅、素	噸							
優上應給食	噸							
乾燥粉末(味噌)	噸			1,700				1,700
醬油	噸			2,200				2,200
乾燥野菜	噸			1,500				1,500
鹽漬梅干	噸			1,500				1,500
ビタミン食	噸			2,200				2,200
A								0

海軍

0317

海軍

ビタミン食	●								昭和19年
●	○	東京	東京						昭和19年
●	●	東京	東京						昭和19年
●	●	東京	東京						昭和19年

0318

寫

大阪地方復讐局陸軍部長殿

附復讐第四三六號ノ二

昭和二十一年六月十四日

六月十四日

大阪地方復讐局陸軍部長

長官

大

和歌山縣知事殿

返還申請書並紙被領受後ノ件通知

件ノ件並紙シテ四月二十七日附復讐第二九六號ニ依リ申請致シマ  
シタガ實願商第一ル〇告號ヲ以テ紙被許可アリマシタノヲ關係地方  
事務所長ト連絡ノ上六月三日別紙ノ通境被領受致シマシタ

一別

添一

(終)

寫送付先

大阪地方掃海部紀伊派遣組長

大阪地方復讐局總務部長

アト 土 野

海軍

0319



別紙

汽 灯	絞 灯	照式 信號 灯	水防 電 鈴	電 鈴	マ ツ ト	マ ー ス	直 尺	防 火 衣	木 櫛	靴 哨	傳 聲 器	油 名
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	油	構呼
七	四	五	一	一	二	四	一	五	六	三	二	敷
衣 服 函	釣 床	手 函	消 車	蓄 電 池	三 外 兼 七 電 器	配 置 器	ス コ ッ プ	小 型 電 機 機	防 海 劑	電 氣 兼 電 流 計	塗 料	油 名
・	・	・	・	・	函	組	・	函	灶	函	函	構呼
二 五	二 〇	一 〇 一 〇	五	七	四	二 五	九	一	二 五 〇 〇	一	五 (船 庫 塗 料 三 二)	敷

海軍

0320

海軍

(終)

索 梯 鋼	單 指 單	提 引	防 煙 具	洗 滌 桶	映 寫 機
・	・	・	・	・	幽
一	二	二	一	二 九	一
	鎊 削	穿 孔 鉋	垢 削	鎊 落 使	飯 用 車
	・	・	・	・	幽
	二	九	一 一	九	三

0321



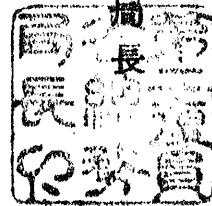
大阪府復員局長官

二復總務局第五四五號

昭和二十一年六月五日

各地方復員局長官殿

第二復員省總務局長



0322

長官

總務部長

總務部員

庶務課長

課附

需品部長

經理部長

特殊物件の最終消費者に至る迄の證明に關する件通知

題の件に關して別紙の通内務省調査部長から各地方長官、各行政事務局長官及調査部大阪支局長宛に通牒せられたから參考までに送付す

紙添

(終)

Handwritten signature or mark in a circle.

夫同 外信三十一號

廿一年六月三日

◎ 安海報告にスペイン紙拾録

マドリード二日ロイター共同 安全保障  
 海軍省のスペイン問題小委員会は一日マド  
 リド政府に送する「外交關係断絶を勧告した報告  
 書」を採録したが、スペイン宣傳省は従来の慣  
 例を破つてこの報告を禁止する旨電報に出てる  
 ないため、二日のマドリード新聞は大々的  
 にこれを報じてゐる。もと各紙とも大々  
 しく採録してゐるものの強いて採録した侯爵は  
 示してやらざるが報に載せてゐるが、主要紙の  
 記事は以下の通り

「マドリード二日ロイター共同 安全保障  
 海軍省のスペイン問題小委員会は一日マド  
 リド政府に送する「外交關係断絶を勧告した報告  
 書」を採録したが、スペイン宣傳省は従来の慣  
 例を破つてこの報告を禁止する旨電報に出てる  
 ないため、二日のマドリード新聞は大々的  
 にこれを報じてゐる。もと各紙とも大々  
 しく採録してゐるものの強いて採録した侯爵は  
 示してやらざるが報に載せてゐるが、主要紙の  
 記事は以下の通り

續くス

内務省發調第七六〇號

昭和二十一年五月二十三日

内務省調査部長

各地方官  
各地方行政事務局長官殿  
調査部 大阪支局長殿

特殊物件の最終消費者に關する記録作成の件

標記の件は別紙聯合國最高司令部より帝國政府に對する覺書四(ハ)に要求せられて居ることとあり今迄屢々通牒してあることともあるので既に各品目毎に其の最終消費者を明かならしめるやうに充分處置されて居ることとは思ふけれども最近聯合國最高司令部より注意があつたし又特殊物件の處分も完了に近づいたのて此の際この點に特に留意されて關係

0324

共同 外信匹敵 二十一年六月三日

◎難民救済特別委員会

國際機關設立を報告

ロンドン二日發APR共同 國際聯合難民救  
濟特別委員会は二日、歐洲およびアジアの  
約三百萬の難民を援助、定住せしめ、  
國際機關を設立するやう報告した。報告は  
自由經濟を妨げることなきが、難民救済の  
的行動を要するに過ぎぬ。否や、否や、  
十四ヶ國代表は援助すべきべき。主權を  
ソ聯を始めとする中近東六ヶ國は反對して  
る。

片八三二

配給機關（配給統制會社、市町村等）を通じて配給したものに付てはこれらの機關を督勵すると共に都道府縣廳に於て直接最後の消費（使用）者に對して配分した如き物については都道府縣廳に於て直接最後の消費（使用）者に對して配分した如き物については都道府縣廳が直接に各々の最終消費（使用）者を明らかにするやうに關係書類を整理されたい。尙これに就いては次の事項を参照せられたい。

#### 記

- 一、聯合軍最高司令部よりの覺書に於て特殊物件の最後の消費者をも分明ならしむる如き處置を要求したのは特殊物件が配給の過程に於て横流れなとすることなく嚴正に最後の消費者迄到達したることを確認せんとする主旨である。
- 一、從て内務省（地方廳）は自ら配給を行ふ場合は内務省（地方廳）に於て配給の證明書類を作成するのは勿論であるか配給統制團體をして行はせる場合若くは配給統制機關に一括拂下げた場合には夫々の配給

共同 外信九誌

廿一年六月三日

◎日本生絲十五日までに買出し

ワシントン二日論人より共同 米政府日本生  
 絲買付後通米國商會は日本生絲の買出し  
 六月十五日までに開始する旨を二日論表  
 した。これは太平洋戦争開始以後米國市場に  
 おける初めての日本生絲の出現である。第一  
 回買出しは五千俵で、秘密入札の方法により  
 いかなる商業機關も入札参加することがで  
 きる。買出しが非常に遅れた理由は米國到着  
 後検査に時間を費したためである。第一回に接  
 して米政府は買出しを行ひ一年に約十二萬俵  
 の日本生絲を賣却する計畫である。戦前の米國  
 の日本生絲消費高は二十九萬俵乃至三十六萬  
 俵であつた。政府の日本生絲買付は米占領軍  
 を通じて行はれ、日本經濟の復興の補助に資  
 するところが少くない

續く 文

統制機關をして最終消費（使用）者に至る迄を證明する記録を作成せ  
る必要がある

三

作成を要する記録について大要を例示すれば大体次のやうである

④ 當該物資の配給統制團體若しくは之に準ずるものは内務省（地方廳）  
より拂下を受けた物品について其の數量、年月日、その他必要な事  
項を明示する書類及びこれを配給所小賣店若しくはこれに準ずる下部統  
制に引渡したことを明示する書類を作成することを要する  
末端配給機關に至るまでに経由する凡ての中間配給機關は石の書類  
を作成することを要する

(ロ)

當該物資の末端配給機關は最終消費（使用）者に配給したことを

證明する書類を作成せねばならぬ

この場合食料品、藥品、石油等の様にその性質上個々の最終消費者  
を明らかにすることの困難なるものについては末端配給機關の配給  
證明書類のみてよろしいか其の他のもの例へば毛布、外賣等の成服

0328

共同通信一號

廿一年六月三日

◎マシケンの後継の國際法顧問にマシケン博士

マシケン博士は二日午後五時、共同マシケン博士の  
 夫人が、大華法學院教授マシケン博士の  
 プラウ博士は二日、東京の國際法顧問主席檢  
 事マシケン氏の國際法顧問に任命された。  
 (昨日外信最終番號二十六號)

新入

0329



類、機械、自動車については個々の最終消費（使用）者を明らかにする記録を作成することから要する尤もこの記録は市町村、町内會、隣組等の連名又は一括の支領書又は代金納入済證の様なものでも直しい要は其の目的に應じて便宜に簡単に作ればよい

(イ) 未納配給機關を過ぎずに配給統制団体等より會社、工場、病院等の大口消費（使用）者に直接配給した場合は勿論その大口消費（使用）者を最終消費（使用）者として記録を作成すへきである

(四) 製造業者に配給する金屬類原材料、原反等は製造業者を最終消費（使用）者として必要な書類を作成すればよろしい

(五) 最後の消費（使用）者に關する記録は必ずしも都道府縣廳に全部集めて置く必要はない。市町村、配給統制団体等に發送、保管せしめて置くは宜しい

但し聯合單の要求あるときは直にこれに提供し得る如き状態にあることを要する

0330

外信三十二號ノ二

△ヤ紙目 われわれはス・インを平定し故よ  
 ため死んだ幾百萬の犠牲によつて得た以權  
 せどり代へることを要求されてゐるのだ  
 △エー・ビー・シー紙目 小委員會の意圖は  
 悉らく國際的關心を現實に存在しなすべ  
 イン由惠にそらすにゐる。われわれはた  
 種の使ひ古したゲームに興味はない

後  
— 66 —  
丁  
ス

0331

六 全國的操作用を必要とする爲中央の指示に依て全國的規模の配給統制機關に拂下げたもの（例へば薬品、兵器、鐵鋼、非鐵金屬、原反類等）については中央に於て當該機關に對して夫々其の地方機關をして必要な記録を作成保存せしめる様指示してあるか各地方廳に於てもこれが地方機關を充分に督勵して必要な證明書類の作成を行はしめ其の實行を監督されたい

七 土地建物については近く別途其の様式を指示することとなる筈である

0332

三三三三三三三三

◎ナショナル・リーグ

▲第一試合

デカイアンツ 1 1 0 カイデナルス  
 ニュイヨーク (セントルイス)

デカイアンツ投手ビル・ボイセル好投して  
 1 デナル打線を完封した

デカイアンツ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カイデナルス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	1									1

▲第二試合

完投未着

▲第一試合

ドツヂヤース 2 1 1 レッツ  
 ブルツクリン (シナチ)

ドツヂヤース	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
レッツ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	1	0								2

▲第三試合

ドツヂヤース 1 1 0 レッツ  
 インニングスコア未着